

分科会討議日程

第 18分科会 「青年期・定時制・通信制の教育」

共同研究者氏名(所属)	鈴木敏則(民主教育研究所)
分科会役員氏名(学校名)	柳澤宏至(上田高校) 吉沢道夫(長野西高校) 安江健(木曾町中学校) 米倉拓也(長野養護学校高等部朝陽分室)

11月4日(土)

時間割	レポート題名	学校(支部)	氏名
討議 I 13:00～ 15:00	討議の柱: 青年期の生徒の学習機会の補償をどう確保するか		
	1	課題提起	上田高校(上小) 柳澤宏至
	2	外国由来生徒の指導の現状と課題	上田高校(上小) 柳澤宏至
	3	養護学校高等部の修学旅行の取り組み	長野養護学校(障教部) 米倉拓也
	4	外国の数学教育の実際(仮)	民主教育研究所 鈴木敏則
討議 II 15:10～ 17:00	討議の柱:		
	5		
	6		
7			
討議 III 17:00～ 17:30	まとめ		

参加者への 連絡事項	定通制教育に関心のある方、レポートなどを気にせず気軽に参加ください。
---------------	------------------------------------

定通制をめぐる情勢

(1) 定通制に在籍する生徒

1990年にピークを迎えた高校生は、その後、減少の一途をたどります。定通制で学ぶ生徒の数も同様に減少しましたが、1995年より増加を始めました。1990年は、定時制に籍を置く生徒は全生徒の1.68%でしたが、2022年度には全日制の生徒数が49,815人、定時制の生徒数は1,610人、通信制の生徒数は8,812人（長野県教育委員会教育統計、公立と私立の合計・通信制は在籍者数）となり、定時制に通う生徒の割合は3.1%（昨年より0.4%増）、通信制で学ぶ生徒の割合は14.6%（昨年より1.2%増）、両者をあわせると15.0%で、高校生の6から7人に1人は定通制に籍を置く生徒ということになります。ここ数年の傾向として、定時制の生徒数は緩やかに減少傾向にあったにも関わらず、昨年度は、定時制・通信制に在籍する生徒が増加していることが特徴的な状況です。経済的な格差と貧困により、社会の中に広がる不安や困難、全日制での学びが困難な生徒の増加などの社会情勢に加え、高校再編や私立の広域通信制の設置が増えていることが、主な原因であると考えられます。

私立の広域通信制のみならず県内に籍を置く私立高校にも通信制を設置している事が、近年の入学者数の増加に拍車をかけており、今後実態把握をすべく研究を深める必要があります。

(2) 高校再編

高校改革第3次案

定通部では、第三次案公表に先立つ2022年2月、県教委に「高校再編にかかわる定通制のあり方について」の申入れを行いました。現在ある定時制の存続、定時制課程における専門的学びを保障するため専門科の普通科への転科はしないこと、多部制・単位制設置を口実に北信地域の夜間定時制を廃止しないこと、東御清翔高校の夜間部（第Ⅲ部）については導入しないこと、第5通学区の定時制の現状維持、小諸新校の定時制商業科の設置と継続、佐久新校への定時制課程の設置、赤穂高校定時制の存続を求めています。

当初、2022年3月に示すとしていた第三次案でしたが、知事部局との調整などの遅延により、2022年5月の公表となりました。

具体的には以下の通りです。長野東高校を多部制・単位制に転換、定通制を集約することによる旧第3通学区定通制の再編統廃合、東御清翔高校に夜間部（Ⅲ部）を設置することによる旧第5通学区の再編統廃合、東御清翔の夜間部設置は旧第6通学区の再編にも影響を与えます。旧通学区をまたいだ定通制の配置の検討は、これまで県教委が示してきた、定通制の配置は旧通学区単位で考えるという方針に反します。小諸新校では、商業科設置一旦決めたにもかかわらず、普通科転換後に集約（廃止）するとしていて、新校懇話会の検討と教育委員会や県議会における議決をないがしろにする、傲慢で不遜な結論です。協議会や懇談会での検討をアリバイ的に利用し、自ら描いた青写真を実現しようという県教委のなりふり構わない姿勢が露呈しています。中南信地区では、第1期高校再編により一定程度再編統廃合が進んでいたため、大きな変更はありませんでしたが、旧第11、12通学区の再編統廃合に伴う定時制設置が盛り込まれました。12通学区における定時制配置は、新校懇話会の議論に委ねられることになりました。全県で3校において定時制専門科の普通科への転換が示されましたが、専門科の普通科への転換は、統廃合を進めるための手段であることもまた、明らかになりました。

第三次案では、これまで高教組、定通部が求めてきた「少人数の学びの保障」「通学が困難

にならないよう現行定時制の存続」「東御清翔高校の二部制の維持」「教育の機会均等のための定時制専門科の維持」は、ことごとく反故にされています。現場の声も無視したもので、多部制・単位制の現状を踏まえることなく、3部制の多部制・単位制を設置して定通制を集約することを自己目的化した結論といわざるを得ません。通学区域を広域化することで学習しやすい環境をはく奪し、定時制を選んだがゆえに専門的学びができなくなるという教育の機会均等に反する第2期高校再編計画には、教育的条理のかけらは微塵もありません。

高教組および定通部交渉で、現場の実情を伝えながら再考を迫りましたが、県教委は「集約が最適解」と繰り返すのみでした。2023年1月16日、再編整備計画【第三次】が決定されましたが、（案）から一切変更なく、現場の声を黙殺する結論となりました。

旧通	対 象 校	再 編 整 備 案 (校名は仮称)
1	定通制なし	
2	中野立志館（普）	中野総合学科新校に移管
3	長野東（全日・普） 長野（普）、長野吉田戸隠分校（普） 長野商業（普） 長野西（通信） 長野工業（工）	長野東スーパーフレックス新校（多部制・単位制に転換） 長野東スーパーフレックス新校に集約 長野東スーパーフレックス新校に移管 普通科に転換
4	篠ノ井（普）	そのまま
5	東御清翔（多部制・単位制） 上田（普） 上田千曲（工）	夜間部を設置（三部制に） 東御清翔に集約 普通科に転換
6	野沢南（普） 小諸商業（商）	佐久新校に移管 小諸新校に移管、その後、東御清翔の夜間部の設置時期を考慮しながら、佐久新校に集約
7	諏訪実業（普）	岡谷諏訪総合技術新校に移管
8	箕輪進修（多部制単位制） 赤穂（普）	そのまま 赤穂総合学科新校に移管
9	飯田OIDE長姫（普・工業）	そのまま
10	木曾（普）	そのまま
11	松本筑摩（普・多部制単位制）	そのまま
12	池田工業（普）	安曇野総合技術新校の校地等と併せて検討

(3) 特別支援教育

公立高校に在籍する「発達障害の診断名を持つ生徒」の割合は2022年度4.14%（昨年3.74%）です。特別支援教育制度導入で調査開始の2007年度（H19年度）から約10倍増加しています。課程別では全日制2.63%に対して、定時制19.6%と、多部制・単位制高校を含む定時制課程に発達障がいのある生きづらさを持つ生徒は多く偏ります。更に県調査では「スクリーニングにより特別な支援が必要な生徒」の割合は全日制2.9%に対して定時制13.1%であり、支援・配慮を必要とする対象者は定時制課程で30%を超える実態があります。また、障がいを抱える生徒の社会へのつながりが的確にできる体制が高校に整わない現状がある中、中学校特別支援学級から高校

への進学は 75.0%(2022 年度)となりました。自情障学級からの進学は約 90% (うち公立へ 54%) です。入学者選抜ほぼ全入の実態では、知的障がいがあり「療育手帳」をすでに取得済みの生徒も在籍しています。

また、コロナ禍を経験した高校生の将来につながる労働意欲の低下、欠如。就労後の離職の早さ、教師が感じ取る離職率の高さから見ても発達保障、進路保障が困難であることを証明しています。多様性を受け入れる学びの場としての定時制、通信制高校の実態は、現行「長野県特別支援教育推進計画」に基づく「一人一人のニーズに応じた適切な学びの場」の実現は困難と言えます。

昨年 10 月に「第 3 次長野県特別支援教育推進計画」(素案)が出されました。高教組定通部は、県教組障害児教育部、障害者の生活と権利を守る長野県連絡協議会、全障研長野支部と共に数回にわたり連携協議会を持ち素案を分析して申し入れを行いました。12 月にまとめられた推進計画(案)に対して、今年 1 月～2 月にかけて特別支援教育課のパブリックコメントの要請に対して、高校からも多くのコメントを提出しました。「少人数の学習環境の確保」が保護者生徒の要求であり基本であることを皮切りに「支援力向上」「仕組みの整備」「相談支援の推進」「卒後を見据えた連携」に対して全体で約 50 のパブリックコメントを提出した結果、大枠に変化はないものの県教委に対して切実な要求を突き付けたと感じています。

I C T 教育の推進では経済的負担感と共に、中学校不登校経験生徒の経験値の差や発達特性、知的能力による取り扱いの困難さは切実です。全日制課程との進度の違いにおいても明確に遅れを取っています。その原因の一つとして、多様なニーズのある生徒への対応に日々追われる教職員の多忙さに拍車がかかったことも挙げられます。

コロナ禍における中学校不登校経験生徒の中にはほぼ全欠であった生徒も在籍します。中間教室利用で一日のうちのどこかに登校はしても適切な支援を受けられずに中学校生活を過ごし、高校入試直前に漸く学習に向けた生徒の進学先としても定通制高校は選ばれます。

国の教職員定数法に準ずる規定では本県の高校における特別支援教育の問題点は解消されないと捉え、診断名があり継続的支援の必要性、合理的配慮の必要な生徒数に見合った教員の加配を県独自で行うこと、支援学校教員との積極的な人事交流、高校に設置された「支援学校分教室」のあり方、教職員の有効な交流。などについて交渉の場面や、各校長を通じて県に要求を重ねてきました。人的加配がないままに一人一人の実態に見合った支援、「個別最適な学び」の充実、「協働的な学び」とその評価には限界があり、更に、家庭環境や命の問題にかかわるケースも多発している状況下では、教職員は疲弊するばかりです。

また、各学校における困難点を把握して適切な支援への展開には外部資質の活用がありますが、外部資源との連携の窓口となる特別支援教育コーディネーターは、調整、打ち合わせ、支援会議など多くの時間を必要とするため学校によっては加配による特支 C o の専任化が急務です。管理職の早い異動もその一因となります。

第 3 次特別支援教育推進計画案では目指す基本目標は「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し共に学び合うインクルーシブな教育」とこれまでと変わりませんが、これまで以上に多くの関係者と連携、協働し学校が高度な専門性を発揮し、支援力を高めることが求められ、具体的な取り組みの方向性が示されています。

特別支援においても私たちは現場の実態を常に把握して適切な要求を粘り強く繰り返すことが必要と考えます。

高校における「通級による指導」が 2018 年度から制度化され、実施校は単位制・多部制高校 3 校に限られています。定時制課程の生徒の実態は重く、担当教員、特支 C の負担は大きく、また、実施校において対象生徒の見極め、保護者の理解と共同、教室環境の整備、教材、備品の確保など、教育条件の整備拡充の必要性が継続される中、極端に予算が削られ、学校全体への負担が大きくなっています。小中学校の通級が基礎定数化されて 6 年目となりました。中学校の通級指導に対するニーズは高く、指導を受ける子どもたちも年々増加していますが通級指導で果たされる「自立活動」が高校の学校生活とその後の人生にとって価値のあるものとなる展開が期待されます。

通級指導実施校の課題は以下の通りです。

学校全体として

- ① 担当教員の本来の教科授業の軽減や専任化配置について県は正確に打ち出していない。
県からの加配が明確でないため通級指導は孤立化して学校全体の学校力になりにくい。
- ② 通級指導担当者の教科の負担が増す事となり担当者の継続や複数化の見通しも困難。
- ③ 対象生徒にとっての成果、担当教員の資質向上は確実にあるが、「お任せ」になりがち。
担当者の在籍年数（異動希望）などにより、生徒、保護者の希望はあるのに担当者が決まらない。
- ④ 通級による指導の対象生徒は該当校 3 校において各校生徒数の 2%～3%ほど（6～10 人）と捉えている。高校における通級による指導の対象生徒の枠（最低人数）を県は明確に示して、それに見合った持ち時間を担当の教科に加配することが必須。対象生徒の希望は複数あっても、担当者の持てる授業数の範囲内で対象生徒の数は決まる。対象生徒数が極端に少なくなる可能性もある。先細り傾向では、高校における特別支援教育の充実につながるとは考えにくい。
- ⑤ 中学までの通級対象者の支援計画が高校で生かされている実態がない。高校に継続的支援の受け皿はないことになりかねない。
- ⑥ 「高校における通級による指導」について地域、校内の教職員の理解や協力的な体制づくり、外部資源との連携など基礎的環境整備には、校内の煩雑さもあり通級担当者あるいは特別支援教育コーディネーターの加配による専任化が必要である。中学校では専門性が高いことから通級担当者が特コを兼ねる可能性は高いが、多部制・単位制高校では授業を持ちながらの兼任には無理がある。
- ⑦ 現在の実施校である多部制・単位制高校には中学校特別支援学級からの継続的支援の対象生徒が多く在籍している。特に発達障がいを持つ生徒数は調査により明確に出されている。ニーズのある生徒数に応じた教員配置があつてこそ、一方では「通級による指導」による教職員の学びが学校全体の特別支援教育の底上げになる。

通級指導の困難点

- ① 「高校における通級による指導」は卒業後の社会とのつながりを意識した上で保護者、本人の特性理解や認識のスタート地点となる。具体的な個別対応が必要となり同時展開の多人数授業には限界がある。（国の基礎定数化、通級指導該当児童生徒 13 人で 1 教室は高校における通級指導には当てはまらない。）
- ② 対象生徒のこれまでの育ちの中に本人の特性（障がい）受容がなく、自・情障学級における学びの経験もない生徒、または、これまでの過程で支援拒否の保護者（本人）が対象となる

場合があり高校生ならではの困難さがある。校内における情報共有、支援会議、担任との連携等、中心的な通級指導担当教員の負担は大きい。担当教諭の教科の持ち時間軽減によって教科へのしわ寄せや学校全体の負担感がある。このことが通級による指導の無理解につながることは避けるためにも加配を要求。また、担当者は多忙すぎるため校内での理解を広げる活動までは手が出せない現実がある。

- ③学力の定着とは別の、個々の発達課題を正確にとらえ進路（社会）へつなげるには外部資源との連携が生じ完全な個別対応となる事例が多い。授業時間外にも多くの関わり（支援会議、就労実習、手帳取得）が必要となり、通級担当者が単独では抱えきれない。また、教員一人が担当できる人数は3～4人程度が限界である。通級指導全般を中心的に行う「専任化」があった上で担当教員は複数必要である。（専任教諭がいれば、他の担当者は資質にもよる選考となるが、教科の持ち時間数から捻出できることも）
- ④自立活動の視点から「個別の指導計画」を立て実施するスキル（経験）は、高校教員は基本的に持ち合わせていない。個々のケースは様々で、スキルアップ研修など一斉研修だけでは補うことができない。教科の授業、分掌を他に持ちながら専門的な知識を持って対象生徒に向き合う担当教員の物理的、精神的負担が大きすぎる。専任化を希望するが、通級への理解がなく専任化することによる孤立化は避けたい。そのためには複数の教員がかかわることで特別支援教育の底上げとなる。
- ⑤巡回指導を経験した支援学校教員の印象においても、支援計画は支援学校巡回指導教員（自立活動専任教諭）が中心に作成することが必要である。しかし、高校生としての自立性、進路へのつなぎは高校教員との共同作業でなければ困難である。日々安定的とは限らない生徒の様子もあり柔軟な対応が不可欠なため、支援学校巡回は滞在型の指導・支援も必要と考える。（支援学校に加配されている自立活動専任教諭は高校に配置するべき。）
- ⑥計画的な後継者育成は現場まかせでは達成しない。配置無し、加配なしでは通級指導の継続は困難。
- ⑦次年度の通級担当教員を決めることができない。継続している教諭は特支 Co を兼ねる学校もある。異動希望もままならない。また 10 年を超えるからと簡単に異動されても困る。後継者づくりは県、管理職が計画的に行うべきこと。
- ⑧生徒、保護者からの通級希望はあるが、担当教員の持ち時間数によって決めざるを得ない。通級開講 1～2 名もありうる。担当者は熱意をもって生徒の持つ能力の発揮にやりがいも感じているが、教科、分掌の軽減のシステムを指示して欲しい。

(4) 日本語を母語としない生徒

外国由来で日本語の理解に乏しく意思疎通の難しい生徒や保護者が増えつつあります。一人一人の生徒の実態に見合ったきめ細かな対応が必要であり、高校生活支援相談員の配置(会計年度任用職員としての位置づけの課題)、公的機関による文書翻訳の雛形の提示など、きめ細かな教育条件整備が重要な課題となっています。「就学支援金」・「奨学のための給付金」申請などでも申請漏れや支援から外れることのないよう取り組んでいかななくてはなりません。また、進路において在留資格による制限が発生しうることも問題として認識しておかなければなりません。2023 年度から「高等学校における日本語指導」の特別な教育課程の編成・実施が認められるようになります。実際に取り入るところはまだないかと思いますが、将来の導入へ向けて研究していかなければなりません。

長野県の高校における高校生活支援相談員の配置と課題

はじめに

現在、日本の外国人在留者は約 300 万人、さらに外国にルーツを持つ多くの人々が日本の中で生活しています。

文科省が令和 3 年度に発表した「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況に関する調査」(速報値)によると、日本語指導が必要な児童生徒は過去最高の 58307 人(外国籍 47619 人、日本国籍 10688 人、2 年間で 8612 人増)、高校生等の中退・進路状況は全高校生等と比較すると、中途退学率で 7.4 倍、非正規就職率で 9.3 倍、進学も就職もしていない者の率 2.7 倍、進学率で 6 割程度という数字が出ました。更に学齢超過での来日や母国での義務教育年限の不足(9 年間の修学年限を満たしていない)による高校入試を受験できないという方の存在。不就学(学齢期に相当するのに学校へ通っていない子どものこと)の問題(10000 人程度)。「外国由来生徒」をめぐる課題は教育分野に限っても山積しています。

1980 年代後半から、高校に外国からの生徒(「外国由来生徒」)が進学するようになりました。高校には入学者選抜試験があり、当然入学してくる生徒はその関門を突破してきた者ということになります。しかし、高校に入学しても日本語が十分に理解できず授業についていけない、高校生活を行う上でのルール(校則)が理解できない(守れない)、授業に出席しない、部外者を校内に連れ込むといったドロップアウトにつながるような生徒が出るといった事態が起こるようになりました。一方で、日本語の習得に一心に励み各種資格取得に取り組む生徒(漢字検定・日本語検定・日本語能力試験・簿記検定…)、生徒会役員になり学校生活でリーダーシップをとる生徒も存在します(全国高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会ではこのような生徒の発表が多くあります)。

また昨今では、「外国由来生徒」の高校進学に伴い、生徒だけでなく保護者との対応も課題となってきました。生徒指導上の問題を説明するとき本人が通訳に当たるという事例もありました。更に、進路指導に関する細かな内容が正確に本人と保護者に理解されているか、奨学金などが申請できずに対象から漏れることがないかなど支援の網からこぼれるケースが発生しかねないとの危惧があります。

長年この問題は「外国由来生徒」の指導に携わっている一部の関係者間で議論されてきました。全教定通部も 2017 年度の全教定通部定期総会で問題提起がなされ、翌 2018 年度の全教定通部全国定通教育学習交流集会から分科会を設置し、取り組みを始めました(2020 年 7 月に大阪で開催した学習交流集会ではペルーから 15 歳で来日した方一大学教授をされていますーに講演をしていただきました)。また、2019 年度滋賀県で開催された「21 世紀の明るい未来をひらく教育のつどい」(全国教研)でも「日本語を母語としない児童生徒と学校教育」との題で特設分科会を開催し議論しました。分科会には研究者、現場で実践されている方など 30 名を超える参加者がありました。初めて外国由来生徒の指導に当たられる方、長くこのような生徒の指導に携わってられる方と多様な方の参加

でした。課題は多岐にわたり、時間が足りなくなっていました。

引き続き 2021 年 (on-line)・2022 年 (ハイブリッド) も「日本語を母語としない児童生徒の指導と学校教育」と題して特設分科会を設定し議論しました。

これらの議論から課題を拾ってみると、

- 外国由来生徒の高校進学に当たっての課題
 - ・外国籍生徒特別枠入試制度に関すること
 - ・高校入試における外国由来生徒の受験に関する条件
 - ・特別枠の設定の基準
 - ・外国籍生徒の入試の可否について
 - ・拠点校化の是非
- 外国由来生徒の高校進学後の支援に関する課題
 - ・生徒の母語のできる教員の加配などの支援
 - ・高校生活支援相談員など支援員配置等の支援
 - ・外国由来生徒への支援のあり方と課題
 - ・成績評価に関して
 - ・配布される各種文書(保健室からの文書を含む)の翻訳について
 - ・保護者との接し方に関して
- 卒業後の進路実現に向けての課題
 - ・改正入管法施行に伴い在留資格を巡る課題
 - ・大学の外国人枠を巡る課題
 - ・進路先開拓に関して
- その他
 - ・指導者を巡る課題(コーディネーター・ファシリテーター・スーパーバイザー等の養成)
 - ・学齢を超過した子どもたちへの指導のありかた
 - ・ヤングケアラーの問題
 - ・外部機関との連携
 - ・地域の支援者との関係を巡って
 - ・小中高(大)での先を見通した指導を構築するための課題
 - ・障がい有する外国由来生徒の指導に当たっての現実と課題

という具合であり、課題はここに挙げただけではとどまりません。昨年度までは、長野県の「外国由来生徒等指導者ネットワーク」(略称「指導者ネット」)の活動を中心にレポートをしましたが、今年度は高校に配置されている「日本語が不自由な生徒のための高校生活支援事業」(本稿では「高校生活支援相談員」と略称します)の配置と課題について、県教委はもとより、「外国由来生徒等指導者ネットワーク」(略称「指導者ネット」)の調査や学習会を通じていただいた意見をもとに課題を取り上げたいと思います。

1 日本語が不自由な生徒のための高校生活支援事業の導入と現状

長野県でも満蒙開拓団を数多く送り出した結果、帰国事業による中国帰国者が多くなってきました。さらに、中国帰国者の家族の帰国(及び呼び寄せ)に伴い長野県の小中高校でも中国帰国者の家族(子弟)の入学(在籍)が増加し、1990年代後半には、長野県立高等学校では中国籍生徒を含め200名近くの外国籍生徒が在籍するようになりました(県教委在籍調査による)。この背景には「中国帰国者特別枠人試」(1987年)が行われるようになったことがあげられます。しかし、高校に中国帰国者(及びその子弟)の生徒の在籍が増加するにつれ、日本語指導に関する問題や生徒指導上の問題が表面化してきました。

また、1990年代後半の入管法の改正により、企業が多く外国人労働者を雇用するなどの方針を取ったことにより、中南米地域・アジア地域を中心とする外国人労働者の来日が増加しました。この結果、来日外国人労働者の子どもたちが高校に進学する例も増加しました。

このような状況を受けて、長野県教委は、厚生労働省の緊急雇用対策の一環で高校に生徒の母語の理解できる「日本語支援員」を配置しました。しかし、文科省ではなく厚労省の事業であったため、「日本語支援員」は半年で交替する制度であり、継続した支援ができないという課題がありました。厚労省の事業の終了後、長野県は県単独事業として「日本語が不自由な生徒のための高校生活支援事業」を続けることを決定(2004年一平成16年一)、以後人数の変動はありましたが、現在までこの事業は続いています。2011年長野県の県民協働による事業仕分け(試行)の対象業務に上げられたため、「指導者ネット」事務局員が手分けして仕分け担当委員に事業の必要性を訴えるオルグを行いました。仕分けの結果は現状維持ということで継続が決まりました。しかし、仕分けの対象となったことから知事部局からの本事業に対する視線は厳しく、大きく予算が削られることはありませんが、「高校生活支援相談員」が配置されていることで効果があるという証拠を示せと言われるようです。また、2020年度から「高校生活支援相談員」が会計年度任用職員になったため、身分についても課題が出ています。

・任用にあたって職安に求人票を出さなければならない(公募をかける)

※採用したいと考えている方には事前に公募することを伝えておいて、公募したら即応募するように伝えておく

・10年を超えて任につくことはできない

※「高校生活支援相談員」の多くは、義務教育段階から指導にあたっていて、その生徒を理解している

・委嘱は校長の専決処分でできる

2 高校生活支援相談員の課題

「高校生活支援相談員」には資格は必要ない(教員免許も必要ない。高校教員の退職者になるケースも)。国籍も問わない(ネイティブでも可能)。

○できる業務

- ・入学式に出席(生徒が書類を理解できずに記入できないのをサポートする)
- ・オリエンテーションに参加(同上)
- ・三者懇談に同席(通訳)
- ・配置校でなく別の学校へ支援に行く

○できない業務

- ・教科指導・テストの翻訳
- ・家庭訪問への同行
- ・研修会への参加
- ・入試への関与

○安い報償費

一回(一時間)2890円、交通費412円

県教委への申し入れの際、upを要求

○県教委のアンケート

前述のように知事部局から県教委が成果について問われているので、その成果を集約するため、10(11)月にアンケートを実施している。

対象：高校生活支援相談員・指導を受けている生徒・学校担当者

昨年度3月の県教委の担当者との懇談の際、項目について検討する旨の発言があった(生徒の支援員がいて助かっているとの回答を掘り下げたいとの主旨)。

高校生活支援相談員同士の意見交換の場の設置、研修会への参加の希望が何年も複数の方から意見として寄せられているとのこと。

課題

配当の不足

年度途中で配当を使い切ってしまう、支援員さんに来校してもらえない

ふさわしい高校生活支援相談員が見つからない(需要と供給)

在留資格学習会開催への要望

本シンポジウム分科会での議論

ここ3年間分科会でこの課題でレポートを出してきました(いつも二番煎じです)。昨年の分科会で共同研究者から、

○「外国由来生徒」の指導をめぐる課題を見える化する

○「外国由来生徒」の指導者のネットワークを各段階で構築する

ことに取り組んでと助言をいただきました。更に

○指導者(コーディネーター・ファシリテーター・スーパーバイザー)の養成と効果的な運用

を付け加えたいと思います。どの観点も現時点で達成されたとは言えません。今後の取り組みも含めて(外部との連携などに関しても)アドバイスをいただければと思います。